研修事業の実施例

- 1 全国母子·父子自立支援員研修会·養育費相談支援に関する全国研修会合同研 修会【実施例】
 - 1日目 全国母子·父子自立支援員研修会
 - (※1日目の研修内容の企画については、養育費相談支援センター事業の業務の範囲外のため省略する)
 - 2日目 養育費相談支援に関する全国研修会
 - 00:00~00:00 講義
 - ※養育費相談支援センターが派遣する講師により実施
 - ○○:○○~○○:○○ 養育費・面会交流相談の事例演習
 - ※1 複数の班に分かれて実施
 - ※2 各班には、助言者として養育費相談支援センターの 相談員や養育費相談支援センターが派遣する講 師を配置する。
- 2 養育費専門相談員等研修【実施例】

1日目

00:00~00:00 講義

※養育費相談支援センターが選定する講師により実施

○○:○○~○○:○○ 養育費・面会交流等相談の事例演習

※助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育 費相談支援センターが選定する講師を配置する。

2日目

○○:○○~○○:○○ 養育費・面会交流相談の事例演習

※助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育 費相談支援センターが選定する講師を配置する。

3 地域研修会【実施例】

00:00~00:00 講義

※養育費相談支援センターが選定する講師により実施

○○:○○~○○:○○ 養育費・面会交流相談の事例演習

※1 複数の班に分かれて実施

※2 各班には、助言者として養育費相談支援センターの 相談員や養育費相談支援センターが選定する講師 を配置する。

全国母子・父子自立支援員研修会、養育費専門相談員等研修、地域研修会

アンケート調査票 (受講者)

١.	語我に づい (

- ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
- エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

2. 事例検討について

- ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
- エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

○ 研修全般についてご意見・ご要望があれば、下記に記載してください。

(注) 厚生労働省に協議の上項目を変更することができる。

アンケート調査票 (主催者)

- 養育費・面会交流相談支援センターが派遣した講師による講義等について
 - ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
 - エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

(注) 厚生労働省に協議の上項目を変更することができる。

養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表

企画者

平成 年 月 日

					得点配分	企
大項目		中 項 目	評価項目	基礎点	加 算 点	画書頁番号
1		実施計画 業務実施計画	業務実施計画が具体的に示されており、かつ、実施可能な計画となっているか。	5	_	
2	職員	配置		J	_	
			・業務の実施体制図、配置する職員数、雇用形態、職員の知見・経験、所掌事務の範囲等が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。 ・業務遂行可能な人員が確保されているか。	5	-	
	2.1	職員配置	・作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する創意工夫がみられるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	_	0 ·2 ·3 ·4 ·5	
			センター長は家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験があるか。 経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満 3点:3年以上4年未満 2点:2年以上3年未満 0点:2年未満	-	0 ·2 ·3 ·4 ·5	
	2.2	職員の資質	相談員の家事調停や家事審判に関する経験は優れているか。 相談員の平均経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満 3点:3年以上4年未満 2点:2年以上3年未満 0点:2年未満 相談員の養育費や面会交流に関する相談業務の経験は優れているか。 相談員の平均経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満	_	0 .2 .3 .4 .5	
3		内容と実施方法 素務内容と実施方法	2点:2年以上3年未満 ○点:2年未満 ○点:2年未満 ・各業務毎の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。 (各業務の内容・実施方法) ・養育費・面会交流相談支援事業について、業務の内容、相談対応時間、相談記録の方法等の具体的な内容・実施方法 ・研修等事業について、研修の種類毎(講師派遣も含む)に、対象者、開催回数、研修期間、実施場所、カリキュラム、テキスト、受講者への周知、アンケート調査等の具体的な内容・実施方法 ・情報提供事業について、ホームページに掲載する内容、保守管理、セキュリティ対策、ヘルプデスク等の具体的な内容・実施方法 ・情報提供事業について、パンフレットやポスター等に掲載する内容、配布先、配布部数等の	5		
	3.1	ネッカド1百七大肥 ガム	具体的な内容・実施方法 ・母子家庭等を対象としたセミナーの内容、実施場所、実施回数等の具体的な内容・実施方法 ・事業運営委員会について、委員の氏名、所属、経歴、当該事業の分野に関連する知見・経験、委員として選定する理由、委員の人数、委員会の実施方法、開催時期等の具体的な内容・実施方法 ・個人情報等当該事業の実施によって得られる情報の管理体制の具体的な内容・実施方法	3		

		母子家庭等や就業・自立支援センター等からの相談に迅速かつ適切に対応するための 創意工夫が見られるか。	-	0 .2 .3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる				
		4点:期待できる 3点:やや期待できる				
		2点:普诵				
3.2	養育費・面会交流相談支援事業	O点: 期待できない				
		相談日時について、就業・就労する相談者等に配慮するための創意工夫が見られるか。 	_	0 •2 •3	•4 •5	
		 5点:非常に期待できる				
		4点:期待できる				
		3点: やや期待できる 2点: 普通				
		○点:期待できない研修カリキュラムには受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。		0 .2 .3	.4 .5	
				0 .2 .3	-4 -5	
		5点:非常に期待できる 4点:期待できる				
		3点:やや期待できる				
		2点 : 普通 0点 : 期待できない				
		研修テキストの内容には受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。	_	0 .2 .3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる				
		4点:期待できる 3点:やや期待できる				
		2点:普通				
		○点:期待できない地域研修会の実施回数及び場所について、多くの者が参加できるための創意工夫が見				
		地域が修会の美能回数及び場所について、多くの有が参加できるための創意工人が完られるか。	_	0 .2 .3	•4 •5	
		 5点:非常に期待できる				
3.3	研修等事業	4点:期待できる				
		3点: やや期待できる 2点: 普通				
		○点:期待できない ※対公暦に関する東明的知識を方するそも謙師してるから、派渉謙師の「選について」				
		当該分野に関する専門的知識を有する者を講師とするなど、派遣講師の人選について	_	0 •2 •3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる				
		4点:期待できる				
		3点: やや期待できる 2点: 普通				
		O点:期待できない				
		講師の派遣範囲(場所)については、より多くの者の実務向上を図るための創意工夫が 見られるか。	_	0 •2 •3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる				
		4点: 期待できる				
		3点: やや期待できる 2点: 普通				
		O点:期待できない				
		ホームページの内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創 意工夫が見られるか。	_	0 •2 •3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる 4点:期待できる				
		3点: やや期待できる 2点: 普通				
		○点:期待できない				
		パンフレットやポスター等の内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。	_	0 .2 .3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる 4点:期待できる				
		3点:やや期待できる				
2.4	桂铅银州市 安	2点: 普通 0点: 期待できない				
3.4	情報提供事業	パンフレットやポスター等の配布について、広く周知を図るための創意工夫が見られるか。	-	0 .2 .3	•4 •5	
		5点:非常に期待できる 4点:期待できる				
		3点:やや期待できる				
		2点: 普通 0点: 期待できない				
		セミナーの内容は、一般市民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創	_	0 •2 •3	•4 •5	
		意工夫が見られるか。				
		5点:非常に期待できる 4点:期待できる				
		3点:やや期待できる				
		2点:普通 ○点:期待できない				
		∪点. 物団 €℃はい		I		

		養育費・面会交流 相談支援センター 事業運営委員会	当該分野に関して精通している者を配置しているなど、事業運営委員会の人選について有用な提案となっているか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる	-	0 ·2 ·3 ·4 ·5	
	7-		2点: 普通 0点: 期待できない の推進に関する指標			
		女性の職業生活 における活躍の 推進に関する法 律(女性活躍	下記のいずれかに該当するか。 5点:3段階目(認定基準5つ全てがOとなっている) 4点:2段階目(認定基準5つのうち3~4つがOとなっている) 3点:1段階目(認定基準5つのうち1~2つがOとなっている) 2点:行動計画を策定している 0点:認定を受けていない	-	0 ·2 ·3 ·4 ·5	
	4.2	代法)に基づく認 定(くるみん認定	下記のいずれかに該当するか。 5点:プラチナくるみんの認定を受けている 3点:くるみんの認定を受けている O点:認定を受けていない	-	0 •3 •5	
	4.3		下記のいずれかに該当するか。 5点:ユースエールの認定を受けている 0点:認定を受けていない	_	0 •5	
合	計	·(110点)				/110

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

(円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業経費	14,837,787	15,105,327	14,527,754
養育費相談支援事業	929,509	722,242	786,403
研修等事業	9,429,375	7,796,437	7,387,577
情報提供事業	3,331,946	5,748,888	5,683,643
養育費相談支援センター事業運営委員会	512,957	539,144	365,797
制度問題研究	634,000	298,616	304,334
一般管理費	35,778,086	36,063,788	36,075,545
事務所運営費	5,418,852	5,521,931	5,384,330
人件費	30,359,234	30,541,857	30,691,215
合計	50,615,873	51,169,115	50,603,299

- (注1) 従来から外部委託により実施しているため、本表は委託費の内訳である。
- (注2) 消費税を除いている。
- (注3) 研修等事業の費用には、下記3. ④ア~エの実施に要した経費の他にテキスト作成費等の共通経費も含まれている。

2. 従来の実施に要した人員

(人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
センター長	1	1	1
相談員(常勤)	1	1	1
相談員(非常勤)	19	18	18
事務員(常勤)	1	1	1
事務員(非常勤)	1	1	1

⁻(注) 相談員(非常勤)は1日2人勤務体制又は1人勤務体制(半日又は1日単位で交替)

3. 従来の養育費相談支援事業の実績

① 国民からの相談件数

(件)

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
請求手続	1,798	2,006	1,940
養育費算定	1,540	1,494	1,752
減額請求	845	893	885
増額請求	200	274	218
養育費不履行	988	984	999
強制執行	309	306	309
面会交流	733	798	833
婚姻費用	210	198	183
その他	500	536	593
合計	7,123	7,489	7,712

(注) 複数の相談はそれぞれカウントしている。

② 関係機関からの相談件数

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
請求手続	56	79	77
面会交流	21	32	28
算定額	11	15	12
不履行	2	8	4
強制執行	27	30	23
婚姻費用	14	14	15
減額請求	41	39	47
増額請求	10	9	6
その他	58	59	60
合計	240	285	272

⁽注)電話相談の集計。また、複数の相談はそれぞれカウントしている。

④ 従来の研修等事業の実績

ア 全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日程	H26.9.4~5	H27.10.22~23	H28.9.29~30
実施都市	沖縄県	福岡県	厚生労働省
主な研修内容	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習	模擬調停、模擬相 談、解説、講義
受講者数	115名	139名	162名
経費	751,463円	233.312円	195,914円

(注1)平成26年度の班別事例演習の概要

全6班に分かれて、それぞれの班ごとに養育費や面会交流に関する相談事例を検討。1班当たりの参加者は14名~21名程度で、助言者を各班1名~2名配置。

(注2)平成27年度の班別事例演習の概要

全6班に分かれて、それぞれの班ごとに養育費や面会交流に関する相談事例を検討。1班当たりの参加者は22名~24名程度で、助言者を各班1名配置。

イ 養育費専門相談員研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日程	H27.2.19~20	H27.7.9~10	H28.7.7∼8
実施都市	東京都	東京都	東京都
主な研修内容	講演、事例検討	講演、事例検討	講演、事例検討
受講者数	37名	27名	29名
経費	261,018円	238,770円	172,018円

(注)平成26年度~28年度の事例討議の概要

参加者全員で養育費や面会交流に関する相談事例について検討。講師1名及び助言者3名を配置。

ウ 地域研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	9回	8回	8回
実施都市	京都、名古屋市、金	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、徳島市	京都、名古屋市、大
主な研修内容	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習
受講者数	348名	251名	266名
開催経費	1,698,863円	1,639,085円	1,681,601円

(注)平成26年度~28年度の班別事例演習の概要

各実施都市ごとに、2班~5班に分かれて養育費や面会交流に関する相談事例について検討。各班に1 名~2名の助言者を配置。

エ 地方自治体等が実施する研修への講師派遣

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣回数	83回	95回	86回
派遣者数(延べ)	94人	101人	86人
受講者数	1,905人	2,310人	2,400人
経費	2,793,776円	3,246,059円	2,701,974円

⁽注)派遣依頼元については別添1参照。

オ 研修会アンケート調査

平成26年度	平成27年度	平成28年度
①養育費相談支援センター相談支援に関する全国研修会。②養育費専門相談員研修会。③地域研修会の受講者に対するアンケートを実施。④自治体主催の研修会等への講師派遣について主催者にアンケートを実施。	①養育資格談文援センダー格談文援 に関する全国研修会。②養育費専門 相談員研修会。③地域研修会の受講 者に対するアンケートを実施。④自治 体主催の研修会等への講師派遣に ついて主催者にアンケートを実施。	①養育費相談支援センター相談支援に関する全国研修会。②養育費専門相談員研修会。③地域研修会の受講者に対するアンケートを実施。④自治体主催の研修会等への講師派遣について主催者にアンケートを実施。

⁽注)アンケート結果については、別添2参照。

⑤従来の情報提供事業の実績

ア リーフレット等の作成・配布

平成26年度	平成27年度	平成28年度
「養育費」(義務者向けリーフレット)100,000部、、ニューズレター12号7,000部、ニューズレター13号7,000部(いずれも全国自治体に配布)	「養育費・面会交流」(相談時間変更版)リーフレット(大)150,000部、「養育費・面会交流」(相談時間変更版)リーフレット(小)100,000部、「面会交流」(相談時間変更版)100,000部、ニューズレター14号7,000部、ニューズレター15号7,000部(いずれも全国自治体に配布)	費・面会交流」(増刷)リーフレット (大)150,000部、、ニューズレター 16号7,000部、ニューズレター17号 7,500部(いずれも全国自治体に配

⁽注1)リーフレットについては、別添3参照。

イ セミナー開催

「こう」別位			
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	2回	2回	2回
実施都市	東京都、大阪府	石川県、東京都	大阪府、東京都
セミナーの内容	心が見えますか)・交 流会・大阪府 講演		大阪府 講演(子ども の心が見えますか)・ 交流会 東京講演(子 どもたちの未来を育て よう)・交流会
受講者数	62人	35人	57人

⁽注)平成28年度のセミナー概要については、別添4参照。

⁽注2)ニューズレターについては、養育費相談支援センター事業ホームページ参照。

⑥従来の養育費相談支援センター事業運営委員会の実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	2回	3回	2回
実施日	H26.6.9 H27.3.4	H27.6.8 H27.9.4 H28.2.15	H28.6.6 H29.2.13
事業運営委員会の委員数	9人	8人	8人

7制度問題研究

少则友问趣则九		
平成26年度	平成27年度	平成28年度
平成26年7月23日及び平成26年10月29日 に開催した。第1回でテーマを「養育費を めぐる関係機関の役割分担と連携」と設定 し、第2回で明石市長及び能登市民相談 室長を招いて、明石市における子ども支援	平成27年5月22日及び平成28年3月9日に開催した。第1回では、府中市の子ども家庭支援センター「しらとり」を見学した。第2回では、次年度の活動方針について討議し、センターの相談事業から見える課題についてまとめることとした。	平成28年7月4日及び平成29年3月8日に 開催した。第1回では、センターに寄せられ た子ども本人からのメール相談事例を基 にして討議した。第2回では、センター発足

平成28年度の講師派遣先一覧

	開催者	場所	В	日 時 時間
1	大津市母子家庭等就業自立支援センター	大津市役所	1月5日	9:30-13:10
2	福岡市ひとり親家庭支援センター	福岡市大手門	1月5日	13:30-15:30
3	同上	福岡市大手門	1月11日	13:30-15:30
4	岐阜県女性相談センター	岐阜市	1月7日	13:30-15:30
5	旭川市社会福祉協議会	旭川市	1月10日	13:00-15:00
6	大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪府谷町	1月7日	13:00-16:30
7	神戸市ひとり親家庭支援センター	神戸市	1月8日	10:00-12:00
8	川崎市母子寡婦福祉連合会	川崎市	1月11日	13:30-15:30
9	兵庫県母子生活支援施設協議会	兵庫県神戸市	1月7日	10:00-12:00
10	佐賀県DV総合対策センター	佐賀県男女共同参画センター	1月5日	15:00-16:30
11	半田市健康子ども部子育て支援課	半田市	1月8日	13:00-17:00
12	半田市健康子ども部子育て支援課	半田市	1月8日	13:00-17:00
13	松江調停協会益田支部	松江家庭裁判所益田支部	1月6日	13:00-15:00
14	福岡市女性相談センター	春日市	1月7日	10:00-12:00
15	鹿児島調停協会加治木支部	鹿児島地方裁判所加治木支部	1月6日	14:00-16:00
16	岐阜県母子寡婦福祉連合会	美濃加茂市	1月9日	13:30-16:30
17	北海道興部町民生児童委員連絡協議会	興部町	1月7日	10:30-12:00
18	札幌市母子寡婦福祉連合会	札幌市	1月10日	10:00-12:00
19	相模原市総合就職支援センター	相模原市	1月8日	10:00-12:00
20	広島県ひとり親家庭福祉連合会(庄原市)	庄原市	1月7日	10:30-12:00
21	福山調停協会	福山市	1月7日	15:00-17:00
22	大分県母子父子自立支援員連絡協議会	大分県	1月7日	10:30-12:00
23	北九州市母子父子福祉センター	北九州市	1月7日	14:00-16:00
24	大阪府門真市教育委員会子ども未来部子育て支援課	門真市	1月9日	10:00-12:00
25	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月7日	13:30-15:30
26,27	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月10日	13:30-17:30
28	前橋調停協会	前橋家庭裁判所	1月7日	13:30-15:30
29	滋賀県母子福祉のぞみ会	近江八幡市	1月7日	9:30-12:30
30	滋賀県母子福祉のぞみ会	草津市	1月8日	13:00-16:00
31	滋賀県母子福祉のぞみ会	長浜市	1月9日	9:30-12:30
32	滋賀県母子福祉のぞみ会	高島市	1月10日	13:00-16:00
33	岡山市子ども福祉課	岡山市	1月7日	13:30-15:00
34	八王子市子育て支援課	八王子市	1月7日	13:00-17:00
35	八王子市子育て支援課	八王子市	1月9日	13:00-17:00
36	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月10日	13:30-17:30
37	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府庁	1月7日	14:30-16:30
38	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月9日	10:00-12:00
39,40	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月9日	13:00-16:00
41,42	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月3日	10:00-16:00

	開催者	場所	В	日時間
43	久喜調停協会	久喜市	1月1日	10:00-12:00
44		八王子市	1月10日	14:00-16:00
45	静岡県子ども家庭課	静岡市	1月7日	13:30-16:30
46	鹿児島調停協会鹿屋支部	鹿児島地方裁判所鹿屋支部	1月9日	13:30-16:00
47	岩国市子ども支援課	岩国市役所	1月8日	13:00-15:00
48	川崎市子ども家庭課	川崎市母子父子福祉センター	1月7日	10:00-12:00
49	千葉県松戸健康福祉部	松戸健康福祉センター	1月7日	10:00-12:00
50	鳥取調停協会	鳥取市	1月12日	15:30-17:00
51	広島県ひとり親家庭福祉連合会(府中市)	府中市	1月9日	10:30-12:00
52	杉並区子ども家庭支援センター	あんさんぶる荻窪	1月11日	10:30-12:00
53	柏市子ども福祉課	柏市役所	1月10日	13:00-17:00
54	福島県女性のための相談支援センター	福島市	1月8日	13:00-14:30
55	長野県子ども家庭課	松本市県合同庁舎	1月9日	13:00-15:00
56	室蘭調停協会	札幌家庭裁判所室蘭支部	1月9日	13:45-15:15
57	市川市子育て支援課	市川市	1月9日	10:20-11:50
58	茨城県人権擁護委員会竜ケ崎地区協議会	竜ケ崎公民館	1月11日	13:00-15:00
59	大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪府谷町	1月10日	13:00-14:30
60	相模原市総合就職支援センター	相模原市総合就職支援センター	1月10日	13:00-15:00
61	帯広市母子家庭等就業自立支援センター	帯広市社会福祉協議会	1月11日	13:00-15:00
62	北九州市子ども家庭局子育て支援課	北九州市弁護士会館	1月9日	14:00-16:00
63	福岡市ひとり親家庭支援センター	福岡市	1月11日	13:00-15:00
64	豊明市健康福祉部児童福祉課子ども支援係	豊明市	1月10日	13:30-15:00
65	岐阜県母子父子自立支援員協議会	岐阜県シンクタンク庁舎	1月2日	13:30-15:00
66	大分県母子父子福祉センター	大分市	1月11日	10:30-12:00
67	大分県母子父子福祉センター	大分市	1月11日	13:00-16:00
68	大津市母子家庭等就業自立支援センター	大津市役所	1月9日	9:30-13:10
69	新宿区子ども家庭課育成支援係	新宿区戸塚地域センター	1月11日	18:00-20:00
70	高知県地域福祉部児童家庭課	高知共済会館	1月10日	13:00-14:30
71	宇部市男女共同参画推進課	山口県宇部市	1月12日	13:30-15:30
72	岡山県子ども未来課	岡山市	1月12日	13:30-15:30
73	沖縄県北部地区母子寡婦福祉協議会	名護市中央公民館	1月1日	13:00-15:00
74	さいたま市男女共同参画推進センター	さいたま市	1月12日	13:30-15:30
75	宮崎県子ども家庭課	宮崎県庁	1月11日	13:00-14:30
76	広島県ひとり親等福祉連合会	広島市	1月12日	13:30-15:30
77	北九州市母子父子福祉センター	北九州市	1月2日	14:00-16:00
78	横須賀市こども育成部こども青少年給付課	横須賀市役所	1月12日	13:30-15:30
79	佐賀市教育委員会子ども支援課	佐賀市ほほえみ館	1月2日	10:00-12:00
80	長崎県子ども家庭課	長崎市出島交流館	1月12日	13:10-15:10
	千葉市子ども家庭支援課	千葉市役所	1月1日	10:00-12:00
82	三重県北勢福祉事務所	三重県四日市市役所	1月2日	13:00-15:00
83	大阪市子育て支援部子ども家庭課	大阪市愛光会館	1月2日	16:00-17:30
	野田市児童家庭課児童給付係	野田市役所	1月3日	13:30-15:30
	柏市子ども部子ども福祉課	柏市役所	1月3日	14:30-16:30
86	名古屋市子ども青少年局少年家庭課	名古屋市役所	1月3日	13:40-14:40

別添2

平成28年度全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する 全国研修会と同研修会アンケート結果 問1 9月30日の相談場面~模擬調停~調停条項の解説までについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
111	16	6	2	0
82.2%	11.9%	4.4%	1.5%	0.0%

問2 9月30日「強制執行の解説」について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オー良くなかった
56	40	28	9	2
41.5%	29.6%	20.7%	6.7%	1.5%

平成28年度養育費専門相談員研修会 アンケート結果 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
27	1	0	0	0
96.4%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%

問2 事例検討について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オー良くなかった
2	5 2	0	0	0
92.6	% 7.4%	0.0%	0.0%	0.0%

平成28年度 地域研修会アンケート結果 ①札幌市 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ良くなかった
11	2	1	0	0
78.6%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
13	1	0	0	0
92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
12	2	0	0	0
85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%

<mark>②山形市</mark> 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
33	2	2	0	0
89.2%	5.4%	5.4%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
31	4	1	0	0
86.2%	11.1%	2.7%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
32	2	2	0	0
88.8%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%

③東京都 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
39	9	1	0	0
79.6%	18.4%	2.0%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
36	8	3	0	0
76.6%	17.0%	6.4%	0.0%	0.0%

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ良くなかった
36	11	0	0	0
76.6%	23.4%	0.0%	0.0%	0.0%

4名古屋市 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
11	13	7	1	0
34.4%	40.6%	21.9%	3.1%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
27	3	1	0	0
87.0%	9.7%	3.3%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
22	9	0	0	0
71.0%	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%

5大阪市 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
47	5	2	0	0
87.0%	9.3%	3.7%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
43	8	2	0	0
81.1%	15.1%	3.8%	0.0%	0.0%

ア良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ良くなかった
9	8	1	0	0
83.3%	14.8%	1.9%	0.0%	0.0%

<mark>⑥広島市</mark> 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
21	1	0	0	0
95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
21	1	0	0	0
95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
18	2	0	0	0
90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

<mark>⑦福岡市</mark> 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
19	3	1	0	0
82.6%	13.1%	4.3%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
21	2	0	0	0
91.3%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	: イまあ	まあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オー良くなかった
	19	3	0	0	0
8	86.4%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%

<mark>⑧松山市</mark> 問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
13	1	1	0	0
86.6%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
13	2	0	0	0
86.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
14	0	1	0	0
93.3%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%

平成28年度研修会への講師派遣についてのアンケート結果

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかっ た	オ 良くなかった
77	4	3	0	0
91.7%	4.7%	3.6%	0.0%	0.0%

子どもたち

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の 気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱え ています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない 言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や 養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりは どうしておいしいの?

(5歳・男)

(小4・男)

久しぶりに会ったお母さんに やさしい気を使っている 男の子です。

> 毎月1、2回はお母さんと 食事しているから淋しくない。 これからもずっと会いたい。

お父さん、ちゃんと ご飯食べている?

(小5・女)

お母さんの前では言えな かったのですが、お父さん のことを心配していたこと を伝えることができました。



父は養育費もきちんと払っ てくれた。小さいころから 会ってきたので母子家庭で あることをあまり意識しな かった。離婚したけど今で も両親には感謝している。

お父さんがずっと養育費を

払ってくれているとお母さん

から聞いて、見捨てられたの

ではないと思った。

(18歳・女)

(中2・男)

養育費相談支援センターの業務内容

養育費相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に 応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員 等を対象とする研修の実施などを行っています。

養育費相談支援事業

● 養育費・面会交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 03-3980-4108 0120-965-419 (携帯電話は使えません。)

平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日(祝日を除く)12:00~22:00 10:00~18:00 土/祝日

メール相談

info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

- ●養育費相談支援センター (東京事務所) では、面会交流に関する面接相談も行っています。
- ●各地の母子家庭等就業・自立支援センターでも養育費等に関する相談を受け付けています。 詳しくは、養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や面会交流に関する相談を行う方のための研修

情報提供事業

ホームページ、ニューズレターなどによる相談員等への情報提供 (URL http://www.youikuhi-soudan.jp/) パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、面会交流促進のための広報活動

養育費·面会交流

一 離れて暮らす親と子の絆のために 一



養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 厚生労働省委託事業 〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階 TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854 メールアドレス info@youikuhi.or.jp

19 / 35

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食 住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、 親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければな らない強い義務(生活保持義務)であるとされています。



取決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見ることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決めなおすことができます。

面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的 又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。 たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されている と実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



面会交流の方法

面会交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける(連れて行く)方法、別居親が迎えに来る(訪問する)方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

取決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが 大切です。

養育費・面会交流の手続の流れ 養育費・面会交流の取決め 養育費・面会交流の実行 公正証書の作成 強制執行 公正証書どおりの履行がされない 話合いの結果は、「公正証書」にするのが望まし 養育費については、公正証 いでしょう。 書や調停、審判、裁判等で決 家庭裁判所に養育費・面会交流 家庭裁判所に めた金額が支払われない場合、 給与や銀行口座などを差し押 の調停の申立て 口頭または私的書面 履行勧告の申し出 議 さえるために強制執行を申し 成立 夫 離 話合いで納得いく結論に至るのが一番です。 養育や面会交流についての約束が守られな 調停、審判、裁判の判決及 立てることができます。また、 親権者を決めるのと平行して、養育者の金額、 び和解で養育費の支払いが決 かった場合は、家庭裁判所に養育費や面会交流 滞納分の支払があるまで債務 約束が守られない 支払期間、面会交流の回数・場所など細かい点ま 請求の調停申立てをし、調停で取決めをします。 まっている場合は、家庭裁判 者に一定の間接強制金を課す 媥 調停条項 で詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。 調停での話合いがまとまらない場合は、家庭裁 所から相手に「約束どおり履行 間接強制を申し立てることも 履行勧告の どおりの 判所が、審判で決めます。 するように」勧告してもらうこ できます。 成果が の 履行が とができます。 離婚のとき、養育費・面会交流の取決めをせず、養育費の話合いができない 面会交流については、調停、 みられない 取決めをした家庭裁判所に されない 審判、裁判等で決められた内 協 申し出をしてください。 容が守られない場合、約束が 家庭裁判所の調停 家庭裁判所に養育費の増額・減額 事情の変更 実行されるまで一定の間接強 の調停の申立て 増額してほしい 離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に 制金を課す間接強制を申し立 議 減額してほしい 併せて、養育費・面会交流の取り決めをします。 てることができます。ただし、 事情変更に応じて、養育費の額を決めなお 調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト 子どもとの面会交流の実施に します。調停での話合いがまとまらない場合は、 協議 を参照してください。 ついては、実際には両親 家庭裁判所が審判で決めます。 不成立 がもう一度調停で 話し合うことも大 裁判による判決 調停条項どおりの履行がされない 切です。 裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者 に併せて養育費、面会交流の決定をします。 <u>判決どおり</u>の履行がされない ※平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっと

** 一般というのにない。 おいなこく、 magina 40 kitとない。 にきずなことが、 ときずなことでは、 10 kitとが、 10 kitとが、 10 kitとがにないない。 10 kitとがにないない。 10 kitとがにないない。 10 kitとがにないないない。 10 kitとがにないないないない。 10 kitとがは、 10 kitとがは、 10 kitとがは、 10 kitとがは、 10 kitとがは、 10 kitとがは、 10 kitとが、 10 kitとが、

※養育費や面会交流に関する相談は、養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

お子さんと一緒に暮らしているお父さん、お母さんへ

- ◎お子さんが面会に出かけるときは、笑顔で又は普段と同じように送り出しましょう。帰ってきたときも同じように迎えましょう。
- ◎お子さんが帰ってから、面会中の出来事や相手の 様子を細かく聞かないようにしましょう。
- ◎相手の悪口は絶対に言わないようにしましょう。
- ◎お子さんや相手と約束したことは絶対に守るようにしましょう。

お子さんと離れて暮らしている お父さん、お母さんへ

- ◎学校や塾のスケジュールなど、お子さんの日常生活を尊重し、干渉しないようにしましょう。
- ◎お子さんの好きな話題や得意な遊びを中心に過ごしましょう。
- ◎お子さんには高価な贈り物や行き過ぎたサービス をしないようにしましょう。
- ◎面会交流が終わった後は、「また今度ね」とあっさりした態度で別れましょう。
- ◎お子さんと会ったときに、相手の様子を聞きだそうとしたり、相手の悪口を言わないようにしましょう。
- ◎お子さんや相手と約束したことは絶対に守るようにしましょう。

お気軽にご相談ください

養育費相談支援センターは

平 日(水曜日を除く)10:00~20:00

水曜日(祝日を除く)12:00~22:00

土/祝日 10:00~18:00

電話やメールによる相談を受け付けています。 どうぞお気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-965-419

(携帯電話は使えませんので下記にお掛けください)

官 詩

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています)

メール相談

info@youikuhi.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は[ドメイン指定受信]に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、面会交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。 詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 厚生労働省委託事業

〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階





養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 厚生労働省委託事業

21 / 35

面会交流って何?

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお 母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり、 一緒に遊んだりして交流することです。

面会交流はどうして必要なの?

夫婦は離婚して他人になっても親と子の縁は切れません。 子どもは父母のどちらからも愛されることを望んでいます。 父母から愛されていると実感できることによって安心感や 自尊心が育ち、健康的な社会人に成長することにつながり ます。

離婚 (別居) 前に家庭内で暴力があった場合 でも面会交流をしなければならないのですか?

過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会 交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事 情によって面会交流を控えるべき場合もありますし、実施 する場合にもどのような方法によるのがよいかが異なりま す。このような事情がある場合に、当事者間で話合いがで きないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、 双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを 得るのがよいでしょう。

子どもが別居親に会いたがらないのですが?

子どもが「会いたくない」というときは、その理由をよく 聞いてみましょう。子どもの気持ちをどのように受けとめ るのがよいかは、子の年齢によって異なりますが、子ども が面会交流に気が乗らなかったり、負担に感じたりしてい るような場合には、それまでのお互いの面会交流に対する 態度を振り返ってみましょう。

> また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一方 的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけでなく、 子どもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちに させてしまいますので、親同士で冷静に話し合いましょう。

どのように取り決めたらよいでしょう?

父母が話し合って決めるのが一番です。離婚時の不信感や嫌 悪感等の気持ちを整理して子の親同士というパートナーとし て協力したいものです。

話合いができないときは調停を申し立てることができます。 調停でも決まらない場合は審判で決めることになります。し かし、面会交流は父母が納得して決めることが大切で、審判 で決まった場合でも、父母がこれを受けいれて協力し合うこ とが不可欠です。

面会にはどんな方法がありますか?

父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける(連れて行 く)、別居親が連れに来る(訪問する)、宿泊をする(夏休み 等) など様々です。面会の時期や場所、方法については子ど もの年齢、健康状態、生活状況などを考慮して無理のないよ うに決めることが大切です。

面会の仕方はどのように決めたらよいのですか?

まず、面会の時期、方法、回数など大まかな事柄を決めます。 次に面会を行う際の送り迎えについて、誰が、どこで、どの ようにするかについてできるだけ細かく打ち合わせることが 大切です。子どもの状況などを考えて無理のないように決め るのが長続きするコツです。



子どもの声



子どもはかなり年齢が高くなっていて も、なかなか上手に言葉にして自分の気 持ちを伝えることができません。また、 言葉にならない様々な気持ちを抱えてい ます。だから、親は子どもの態度や行動 をよく見守って、言葉にならない言葉を 察してあげることが大切です。以下に紹 介するのは、面会交流援助者や養育費相 談員たちが、援助や相談活動の中で聞い た子どもたちの声です。

- お母さんの作ったおにぎりはどうして おいしいの? (5歳・男) (久しぶりに会ったお母さんにやさし い気を使っている男の子です。)
- お父さん、ちゃんとご飯食べている? (小5・女) (お母さんの前では言えなかったので すが、お父さんのことを心配していた ことを伝えることができました。)
- 毎月1、2回はお母さんと食事してい るから淋しくない。これからもずっと 会いたい(小4・男)
- お父さんに会いたくなかったけど、会 ってみたら気持ちが変わった(中2・ 女)
- 父は養育費もきちんと払ってくれた。 小さいころから会ってきたので母子家 庭であることをあまり意識しなかった。 離婚したけど今でも両親には感謝して いる (18歳・女)

子どもの心に届く養育費

お父さんとお母さんが離婚することは、どん な理由があっても子どもにはつらくさびしいも のです。

しかし、たとえお父さんやお母さんと離れて暮らすことになっても、それぞれの親から自分は大切な存在として、愛されていると感じることができれば、子どもは心の中にしっかりした安全基地を持つことができます。

離れて暮らすお父さんやお母さんが、苦しくてもずっと養育費を払ってくれたということを知っている子どもは、人と人とのつながりが愛情と責任で成り立っていることを信じる大人になることができるでしょう。

養育費は文書で取決めましょう

養育費は口約束であっても守らなければなりませんが、約束を明確なものにするために文書で取決めをしましょう。できれば、公正証書又は調停で取り決めることをお勧めします。

● 公正証書……

公証役場に両親で出向いて作成します。

●調 停……

相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。 申立書は家庭裁判所に備え付けられています。 夫婦の戸籍謄本 (離婚後は子の戸籍謄本)、収 入印紙1,200円 (離婚後は子1人につき1,200円)、 切手約1,000円分などが必要です。

詳しくは近くの家庭裁判所でお尋ねください。

● 強制執行……

公正証書又は調停で取り決めた養育費を支払わなかった場合、債権者は給与や財産の差押え等の強制執行手続きをとることができます。

お気軽にご相談ください

養育費相談支援センターは

平 日(水曜日を除く)10:00~20:00

水曜日(祝日を除く)12:00~22:00

十/祝日

10:00~18:00

電話やメールによる相談を受け付けています。 どうぞお気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-965-419

(携帯電話は使えませんので下記にお掛けください)

電話

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています)

メール相談

info@youikuhi.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は[ドメイン指定受信]に 「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、 面会交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談 を行っています。 詳しくは養育費相談支援センターの ホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 厚生労働省委託事業

〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階





養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 厚生労働省委託事業

23 / 35

(養育費って何?

A) 養育費は食費、教育費、医療費などお子さんの生活費 のことです。

② どうして払わなければならないの?

A) たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

(離婚の理由や原因は関係ないの?

A) 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。 親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を 考えましょう。

養育費は払わなくてもいいという約束を したけど払わなければならないの?

A) 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払 わなければなりません。

(借金があっても払わなければならないの?

A) 借金の内容にもよりますが、原則的には借金の返済よりもお子さんの養育費を優先しなければなりません。

(養育費の額はどういうふうに決めるの?

A) 両親の収入を基にして両親が話し合って決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費算定表」があります。



養育費算定表って何?

A 裁判官等の有志による研究会が発表したもので、両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。東京家庭裁判所や養育費相談支援センターのホームページで紹介されています。

一度決めた額はずっと変わらないの?

A 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたり した場合には両親が相談して減額することもできます。

? 子どもが進学したり、入院したりしたときは?

A お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりして 臨時の出費が必要になったときはその都度両親で話し 合って決めることが大切です。

② 子どもが何歳になるまで払えばいいの?

A 一般的にはお子さんが成人するまでと考えられています。

? 子どもが大学に入っても払う必要があるの?

A) 両親がお子さんを大学に行かせてあげたいと考えると きは、話し合って双方で負担することができます。

食育費はどうやって払うの?

A) お子さんを育てている親の口座またはお子さんの口座に振り込むという方法が一般的です。

約束した養育費を払わないとどうなるの?

A) 公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入 や財産などの差押えを受けることがあります。

② 子どもに会えない場合には養育費は 払わなくてもいいの?

A 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、面会交流と養育費についてよく話し合って決めておくことが必要です。 (養育費相談支援センター作成のパンフレット「面会交流」をご覧ください)

養育費について両親で話合いができないときは?

A 養育費や面会交流について、両親で話合いができないとき、または話し合っても平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。



セミナー「養育費。面急変流」

参加費無料 託児費無料 (要予約) ~子どもたちの未来のために~

平成28年8月6日(土曜日)

午後1時30分~午後4時30分

(受付:午後1時より)

お子さんがいて離婚を考えている方、すでに離婚をしてお子さんと別居している親との関係で悩んでいる方、お子さんの心身の健全な成長のために 養育費 ゃ面会交流 など、大人が気をつけなければならないことについてご一緒に考えてみませんか。

場 所 大阪府谷<mark>町福祉センター2階ホール</mark>(地図は裏面をごらんください)

対 象 者 お子さんがいて離婚を考えている方・ひとり親家庭の方など

プログラム 午後1時30分 主催者挨拶

午後1時40分 『おはなし 子どもの心が見えますか』

公益社団法人家庭問題情報セ<mark>ンター</mark>

大阪ファミリー相談室 水口 冨美永

午後3時 〈交流会〉班別に分かれ助言者を囲んで情報・意見交換を行います。

助言者は大阪ファミリー相談室研究員等(元家庭裁判所調査官)です。

定 員 40人 (講演会、交流会とも)

申込方法 電話・FAXで下記にお申し込みください (希望者多数の場合先着順とさせていただきます)

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 **△ Tel** 06-6762-9498 · 9995 Fax 06-6762-3796

【主催】養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業/公益社団法人家庭問題情報センター)

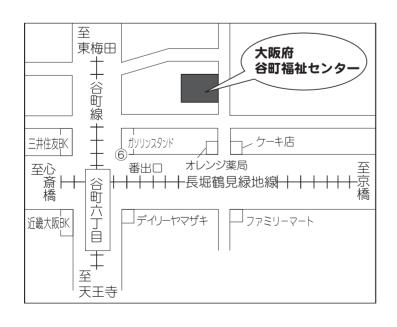
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 Tel 03-3980-4108 Fax 03-6411-0854

【後 援】 大阪府、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会



ふりがな			在龄	男・女					
氏名 		年齢 							
現住所	市町村名			市町村					
連絡先(電話番号)									
あなたの立場	①離婚前	②ひとり親	③その他 ()					
申込み動機	①養育費 ②面会交流 ③興味があったから								
	④勧められ	1たから(さん) ⑤その他	()					
本セミナーを 知ったいきさつ	案内チラシ・ホームページ・役所窓口・その他								
託児 2人以上居る場合は 余白欄にご記入ください	ふりがな								
	名 前			(男·女)					
	年 齢	歳のか月	おむつ	有・無					
	アレルギーの有無(詳しく)								

※上記の個人情報、また相談内容に関する秘密は厳守されます。



[交通案内]

●地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線 「谷町6丁目」駅下車6号出口を上がり、長堀通りを 玉造方面へ。

1つ目の信号を左折。徒歩3分。

セミナー

「子どもたちの未来を育てよう」

参加費無料 託児費無料 (要予約) ~離婚と子どもを考える~

平成 29年 1月 15日 (日曜日)

午後1時30分~午後4時30分

(受付:午後1時より)

お子さんがいて離婚を考えている方、すでに離婚をしてお子さんと別居している親との関係で悩んでいる方、お子さんの心身の健全な成長のために 養育費ゃ面会交流など、 大人が気をつけなければならないことについてご一緒に考えてみませんか。

場 所 セントラルプラザ(12階会議室)(地図は裏面をごらんください)

対象者 お子さんがいて離婚を考えている方・ひとり親家庭の方など

プログラム 13:30 主催者挨拶(養育費相談支援センター長)

13:40 〈おはなし〉

公益社団法人家庭問題情報センター

笠松 奈津子

15:00 〈交流会〉班別に分かれ助言者を囲んで情報・意見交換を行います。

助言者は養育費相談支援センターの相談員等(元家庭裁判所調査官)です。

定 員 40人 (講演会、交流会とも)

申込方法 HPのお申込みフォーム・メール・FAXで下記にお申し込みください

(上記申込方法が難しい場合、電話でも受け付けいたします)

(希望者多数の場合先着順とさせていただきます)

東京都ひとり親家庭支援センター はあと Tel 03-5261-1278 Fax 03-5261-1343



【共催】養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業/公益社団法人家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

Tel 03-3980-4108 Fax 03-6411-0854

東京都(東京都ひとり親家庭支援センター はあと)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 Tel 03-5261-1278 Fax 03-5261-1343 東京都ひとり親家庭支援センターHP http://www.haat.or.jp/ はあと 検索

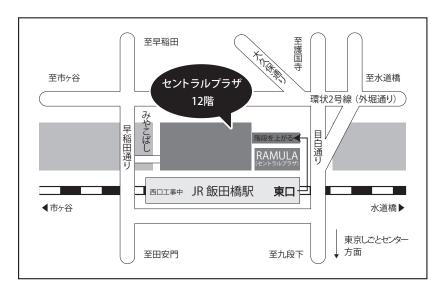
セミナー申込み

- ◆ホームページからお申込の場合、http://www.haat.or.jp お申込みフォームに入力して送信してください。
- ◆メールでお申込みの場合 ①件名に『セミナー参加希望』と入力してください。 ②本文に、下記の必要事項を入力の上 info@haat.or.jp 宛に送信してください。
- ◆FAXでお申込みの場合、下記にご記入の上送信してください。 ※送信後、FAXが届いているか確認の電話をお願いします(TEL 03-5261-1278)

【FAX申込書】FAX 03-5261-1343

ふりがな										
氏名				年	描令	歳	男・女			
現住所										
連絡先(電話番号)										
申込内容	子どもたちの未来を育てよう 〜離婚と子どもを考える〜									
相談を知った いきさつ	案内チラシ・ホームページ・役所窓口・その他									
託児	ふり	がな								
	名	前				(男	女)	
	年	龄	歳	か月	おむつ		有	無		

※上記の個人情報、また相談内容に関する秘密は厳守されます。



[交通案内]

●JR総武線「飯田橋 駅」東口 下車徒歩3分

JR飯田橋駅東口を出て左方向に進むと「みどりの窓口」があり、その先に「Backer's」があり、ここを曲がり進むと、「RAMULAセントラルブラザ」の機に階段があるので、この階段を上がります。上がると正面に見えるビルが「はあと」がある「セントラルブザ」のビルです。ビルの正面中央入り口から、エレベータで12階へお越し下さい。

詳細は、「はあと」のホームページ内、地図アクセスのページの「セントラルまでの順路」をクリックして頂くと写真付きの説明が載っていますので、参考にして下さい。

●地下鉄

東西線・有楽町線・南北線・大江戸線 「飯田橋駅」B2b出口

別紙5

1. 業務実施計画

【企画書雛形】

(業務実施計画について具体的に記述する)

【基礎点評価の観点】

業務実施計画が具体的に示されており、かつ、実施可能な計画となっているか。

2. 職員配置

(職員配置について具体的に記述する)

【基礎点評価の観点】

- ・業務の実施体制図、配置する職員数、雇用形態、職員の知見・経験、所掌事務の範囲等が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。
 - ・業務遂行可能な人員が確保されているか。

- 作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する創意工夫がみられるか。
- ・センター長は家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験があるか。
- ・相談員の家事調停や家事審判に関する経験は優れているか。
- 相談員の養育費や面会交流に関する相談業務の経験は優れているか。

(1)養育費・面会交流相談支援事業

(養育費・面会交流相談支援事業について、業務の内容、相談対応時間、相談記録の方法等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

- ・母子家庭等や就業・自立支援センター等からの相談に迅速かつ適切に対応するための創 意工夫が見られるか。
- ・相談日時について、就業・就労する相談者等に配慮するための創意工夫が見られるか。

(2)研修等事業

(研修等事業について、研修の種類毎(講師派遣も含む)に、対象者、開催回数、研修期間、実施場所、カリキュラム、テキスト、受講者への周知、アンケート調査等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

- 研修カリキュラムには受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。
- 研修テキストの内容には受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。
- ・地域研修会の実施回数及び場所について、多くの者が参加できるための創意工夫が見られるか。
- ・当該分野に関する専門的知識を有する者を講師とするなど、派遣講師の人選については有用な提案となっているか。
- ・講師の派遣範囲(場所)については、より多くの者の実務向上を図るための創意工夫が見られるか。

(3)情報提供事業

(情報提供事業について、

- ホームページに掲載する内容、保守管理、セキュリティ対策、ヘルプデスク
- パンフレットやポスター等に掲載する内容、配布先、配布部数
- 母子家庭等を対象としたセミナーの内容、実施場所、実施回数

等の具体的な内容・実施方法を記載する。)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

- ・ホームページの内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。
- ・パンフレットやポスター等の内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。
 - ・パンフレットやポスター等の配布について、広く周知を図るための創意工夫が見られるか。
- ・セミナーの内容は、一般市民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。

(4)養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会

(事業運営委員会について、委員の氏名、所属、経歴、当該事業の分野に関連する知見・経験、委員として選定する理由、委員の人数、委員会の実施方法、開催時期等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容や方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

【加点評価の観点】

・ 当該分野に関して精通している者を配置しているなど、事業運営委員会の人選について有用な提案となっているか。

4. ワークライフバランス等の推進に関する指標

(ワークライフバランスの取り組み状況について記述する)

- ・内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する 各認定等に準じて加点する。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する 省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準のうち、労働時間等の働 き方に係る基準を満たしているか。